

# 令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	22	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（②） 森林組合等関係）		
要望内容（概要）	<p>森林組合等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度の適用期限の2年延長。</p> <p>〔現行制度〕</p> <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>森林組合等で青色申告書を提出するものが、特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを事業の用に供した場合には、その特定機械装置等について、基準取得価額の30%相当額の特別償却又は基準取得価額の7%相当額の税額控除との選択適用を行うことができる。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>30%の特別償却又は7%の税額控除</p>		
〔関係条文〕	〔租法第10条の3、第42条の6、第68条の11 地法第51条、第72条の24の7、第314条の4〕		
減収見込額	[初年度]	－ (▲11,100)	[平年度]
	[改正増減収額]	－	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>本措置により、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の経営基盤を強化し、適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化を図り、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化を図り、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資するためには、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の事業収益を増加させる等経営基盤の強化が必要であり、そのためには、本措置を活用し、施業集約化、路網整備等の取組と併せ、林業機械等の導入を推進し、効率的かつ低コストの素材生産を目指す必要がある。</p> <p>さらに、平成31年4月から森林経営管理法が施行され、これに伴い導入された森林管理システムでは、意欲と能力のある林業経営者としての林業経営体や森林組合の役割発揮がこれまで以上に期待されており、安定的な経営基盤の構築が一層求められている。</p> <p>また、令和2年5月に成立した森林組合法の一部を改正する法律は、販売事業を拡大して森林組合の経営基盤の強化を図ることができるように組織運営に係る制度を見直すものであり、税制面からも引き続き素材生産の低コスト化を図るための林業機械の導入を後押しすることが重要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）</p> <p>（林業の持続的かつ健全な発展）</p> <p>第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。</p> <p>（林業生産組織の活動の促進）</p> <p>第二十二條 国は、地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため、森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>○森林・林業基本計画（平成28年5月閣議決定）</p> <p>3 林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>（3）林産物の供給及び利用に関する目標</p>		
本要望に対応する縮減案	なし。		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【大目標】 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>【中目標】 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>【政策分野】 林業の持続的かつ健全な発展</p>																					
	政策の達成目標	<p>本措置により、森林組合等が行う素材生産の労働生産性を向上させ、低コストかつ効率的な素材生産を行うことを目標とする。（出典：平成27年11月林政審議会資料「林業構造の展望について」）</p> <p>[10年後（平成32年）の労働生産性] 主伐 11～13m<sup>3</sup>/人日以上 間伐 8～10m<sup>3</sup>/人日以上</p>																					
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年間）																					
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																					
政策目標の達成状況	<p>林業機械の導入等により、素材生産の労働生産性は上昇傾向で推移しており、政策目的の実現に寄与してきたと言える。また、これまでの傾向を踏まれば、今後も寄与することが見込まれる。現状の素材生産の労働生産性は、主伐で7m<sup>3</sup>/人日程度、間伐で4m<sup>3</sup>/人日程度であるが、今後は、当該租税特別措置や補助事業を活用して、林業機械等の導入を更に進めていくことで、最終目標に近づけていくことが可能である。</p>																						
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="7" style="text-align: right;">(件数)</td> </tr> <tr> <th>年 度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (推定)</th> <th>R3 (推定)</th> <th>R4 (推定)</th> </tr> <tr> <td>適 用 法人数</td> <td>65</td> <td>56</td> <td>58</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> </table> <p>※ 令和2年度推定については、直近3カ年（平成29～令和1年度）実績の平均値を推定値として記載している。  ※ 令和3～令和4年度推定値については、令和2年度推定値と同じ値を記載している。  ※ 出典：「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課）  ※ 所得税については、個人の林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。</p> <p>全国の森林組合等が適用対象者であることから、一部の地域や森林組合等適用者に偏りはない。</p>	(件数)							年 度	H29	H30	R1	R2 (推定)	R3 (推定)	R4 (推定)	適 用 法人数	65	56	58	60	60	60	
(件数)																							
年 度	H29	H30	R1	R2 (推定)	R3 (推定)	R4 (推定)																	
適 用 法人数	65	56	58	60	60	60																	

要望の措置の  
効果見込み  
(手段としての  
有効性)

本措置により、素材生産の低コスト化、効率化が図られることから、木材販売収入の増加が見込まれる。このため、本措置による効果を次のとおり推定することとした。

- ① 森林組合等の各年度の素材生産量や生産額の増加分を推計する。
- ② ①に林業機械等の導入のうち、同措置が動機付けとなった割合及び法人税率を乗じることで単年度における増収が期待できる法人税額を算出し、これを単年度における当該租税特別措置の効果とする。
- ③ 林業機械等を導入した単年度だけ当該租税特別措置により減税されるが、林業機械等は導入した単年度だけ運用するものではないため、②の単年度の効果に耐用年数5年分を乗じたものを当該租税特別措置の効果とすることとした。

これによると、いずれの年度についても、「増収が期待できる税額（5年分）」が減税見込額を上回るため、当該租税特別措置を是認できるものと考えられる。

なお、所得税については、個人の林業者について把握するのは困難なため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。

〔国税及び地方税の税収減是認効果〕

(法人、百万円)

年度		H29	H30	R1	R2	R3	R4
区分		(実績)	(実績)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)
適用法人数		65	56	58	60	60	60
減税見込額	国税	72	72	62	69	69	69
	地方税	29	26	22	25	25	25
	計	100	98	84	94	94	94
増収が期待できる税額	国税	205	425	415	425	425	425
	地方税	26	55	54	55	55	55
	計	231	480	469	480	480	480

※ 所得税については、個人の林業者について把握するのは困難なため、森林組合等の法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人特別税の推定を行った。

〔国税分〕

(法人、百万円)

年度		H29	H30	R1	R2	R3	R4
区分		(実績)	(実績)	(実績)	(推計)	(推計)	(推計)
適用法人数		65	56	58	60	60	60
減税見込額		72	72	62	69	69	69
期待できる生産額(増加分)		1,639	1,496	1,448	1,498	1,498	1,498
寄与度(%)		13.3%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%
増収が期待できる法人税額(5年分)		205	425	415	425	425	425

※ 「期待できる生産額（増加分）」については、林業機械等の導入により素材生産の労働生産性の実績値が目標値まで向上するものと仮定し、そのことにより増加した主・間伐材の数量に木材価格単価を乗じて推計したものである。

※ 平成29年の「寄与度(%)」は、平成25年から29年までの5年間を対象に平成30年度にアンケート調査を行い、林業機械等を導入した72組合のうち、本税制が導入のきっかけとなった48組合の割合に1/5を乗じて単年度分の数値を推計したものである。

平成30、令和元年の「寄与度(%)」は、平成30年及び令和元年の2年間を対象に令和2年度にアンケート調査を行い、林業機械等を導入した72組合のうち、本税制が導入のきっかけとなった43組合の割合に1/2を乗じて単年度分の数値を推計したものである。なお、令和2年度以降は令和元年度の寄与度と同じと仮定している。

〔地方税分〕

(法人、百万円)

年度 区分	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (推計)	R3 (推計)	R4 (推計)
適用法人数	65	56	58	60	60	60
減税見込額	29	26	22	22	22	22
期待できる 生産額 (増加分)	1,639	1,496	1,448	1,498	1,498	1,498
寄与度 (%)	13.3%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%
増収が期待 できる地方 住民税額 (5年分)	26	55	54	55	55	55

※ 「期待できる生産額（増加分）」については、林業機械等の導入により素材生産の労働生産性の実績値が目標値まで向上するものと仮定し、そのことにより増加した主・間伐材の数量に木材価格単価を乗じて推計したものである。

※ 平成29年の「寄与度 (%)」は、平成25年から29年までの5年間を対象に平成30年度にアンケート調査を行い、林業機械等を導入した72組合のうち、本税制が導入のきっかけとなった48組合の割合に1/5を乗じて単年度分の数値を推計したものである。

平成30、令和元年の「寄与度 (%)」は、平成30年及び令和元年の2年間を対象に令和2年度にアンケート調査を行い、林業機械等を導入した72組合のうち、本税制が導入のきっかけとなった43組合の割合に1/2を乗じて単年度分の数値を推計したものである。なお、令和2年度以降は令和元年度の寄与度と同じと仮定している。

※ 「増収が期待できる法人税額（5年分）」＝「期待できる生産額（増加分）」×「寄与度 (%)」×「法人税率 (19%)」×5年（「林業用設備」の耐用年数は5年 (国税庁)）×法人住民税率 (12.9%)

当該要望項目  
以外の税制上の  
支援措置

設備投資関連の税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。  
商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。

予算上の措置等  
の要求内容及び  
金額

令和2年度林業成長産業化総合対策のうち  
・林業・木材産業成長産業化促進対策（約86億円の内数）  
・林業・木材産業金融対策（約7億円の内数）

相当性

上記の予算上  
の措置等と  
要望項目との  
関係

森林組合等への設備投資に係る支援措置として、林業・木材産業成長産業化促進対策等の補助、林業・木材産業金融対策の制度金融がある。

しかしながら、林業機械等は、次のとおり、非常に高額であるため、これらの導入をより一層促進するためには、補助・融資を含めた一体的な措置を講じる必要がある。

また、素材生産に必要なグラップル等重機や、施業集約化に欠かせない器具、ソフトウェア等については、補助・融資の対象となっていないことから、他の支援措置等との役割分担ができています。

〔参考：林業機械等の金額〕

フォワーダ（1,500万円前後）  
ハーベスタ（2,000～3,000万円）  
プロセッサ（1,500～2,500万円）  
スイングヤーダ（1,500万円前後）  
グラップル及びベースマシーン（1,500～2,000万円前後）  
ホイローダー（1,100～2,000万円前後）  
タワーヤーダ（1,500～2,000万円）  
グレーダー（2,500万円前後）  
森林GIS一式（200～300万円前後）

出典：メーカー聞き取り調査結果

要望の措置の  
妥当性

当該租税特別措置は、林業機械等の導入にあたり、他の支援措置に比べ予算上の制約が無く迅速に機能し、長・中期計画を勘案しながら検討が可能であるため適切な措置といえる。また、森林組合等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。

税負担軽減措置等の適用実績		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
	対象者数	669	666	662	658
	特例適用件数(件)	56	65	56	58
	減税見込額(百万円)	40	29	26	22
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>平成30年度</p> <p>○中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却  (単体法人) 道府県民税： 1,766 事業税：14,663 市町村民税：5,353 合計：28,117  (連結法人) " : 30 " : 247 " : 90 " : 474</p> <p>○中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除  (単体法人) 道府県民税： 590 事業税： — 市町村民税：1,788 合計：2,378  (連結法人) " : 5 " : — " : 15 " : 20  (単位：百万円、適用業種全体の影響額であること。)</p> <p>適用人数については、「地方税法」に定められた「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に等に関する報告書適用実態調査の結果に関する報告書」において、「適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額(道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税)の状況」を確認したところ、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書に基づき推計されたものであり、林業者全体の適用者数を把握することが困難であるため、森林組合等における適用人数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に行ったところである。</p>				
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>森林組合における高性能林業機械の保有台数は年々増加しており、生産性の向上を実現し、生産コストの縮減につながっている。また、森林組合の素材生産量もH16:2,681千m<sup>3</sup>から、H25:4,520千m<sup>3</sup>、H27:6,513千m<sup>3</sup>へと着実に拡大している。</p>				
前回要望時の達成目標	<p>本措置により、森林組合等が行う素材生産の労働生産性を向上させ、低コストかつ効率的な素材生産を行うことを目標とする。</p> <p>[10年後(平成32年)の労働生産性]  主伐11~13m<sup>3</sup>/人日以上  間伐8~10m<sup>3</sup>/人日以上</p>				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>達成目標の実現状況であるが、素材生産の労働生産性については、平成28年度実績で所期の目標に対する達成度合は、7割程度を維持しているところである。</p> <p>生産性は傾斜や距離などの素材生産現場の条件に影響を受けるが、近年は奥地などの条件不利地の現場が増えていると推測されること、及び森林組合等は森林の公益的機能の発揮等のために効率性の悪い場所も施業を行う必要があることが目標を達成できていない要因の一つと考えられる。</p>				
これまでの要望経緯	<p>平成10年度 創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備の拡充〔普通自動車：車両重量8t以上→3.5t以上〕</p> <p>平成12年度 1年間の延長〔平成13年5月までの適用期限の延長〕</p> <p>平成13年度 10ヵ月の延長〔平成14年3月までの適用期限の延長〕</p> <p>平成14年度 2年間の延長〔対象設備(機械・装置)の取得価額引き下げ]  取得：230万円以上→160万円以上  リース：300万円以上→210万円以上</p> <p>平成16年度 2年間の延長〔対象設備(器具・備品)の取得価額引き上げ]  取得：100万円以上→120万円以上  リース：140万円以上→160万円以上</p> <p>平成18年度 2年間の延長  〔対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外〕</p> <p>平成20年度 2年間の延長</p> <p>平成22年度 2年間の延長</p> <p>平成24年度 2年間の延長〔対象設備(器具・備品)に試験機器等を追加し、デジタル複合機の範囲を見直した〕</p> <p>平成26年度 3年間の延長〔生産性向上に資する設備に対する投資への優遇措置を拡充〕</p> <p>平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長</p> <p>平成31年度 2年間の延長</p>				